

確定申告が始まります

◎確定申告が必要となるケース◎ ※内容によっては、税務署対応となります

事業所得がある場合	営業、農業に関する所得
	保険の外交員収入
	集金人、検針員、コンパニオンなどの給与以外となる収入
給与または年金をもらっている場合	年の途中で退職し、年内に再就職したが、年末調整で合算していない場合
	年の途中で退職し、年末調整を行っていない場合
	給与の年間収入が、2,000万円を超える場合
	給与と年金をあわせてもらっている場合 申告が必要ない人… ・収入が公的年金のみで400万円以下の人 ・収入が公的年金と給与で、年金収入が400万円以下かつ給与所得が20万円以下の人
土地・建物を賃している場合	土地・建物の賃借料、農地貸付による小作料など
土地・建物、株式を売った場合	土地の収用、土地の売却、株式の売買があった場合
その他の収入がある場合	保険の満期返戻金、個人年金、シルバー人材センター配分金
収入がない場合 【被扶養者のケースも含みます】	国民健康保険・後期高齢者医療保険の世帯主
	児童扶養手当受給者、県営住宅入居者で所得に関する証明が必要になる場合
医療費が多くかかったとき	平成24年1月から12月までに支払った医療費が、基準となる金額（10万円または所得の5%）を超えているときは医療費控除の適用があります。
マイホームを建てたとき	平成24年中に住宅を新築し、平成24年内に入居した場合で、返済期間10年以上の住宅ローンを利用している場合、住宅借入金等特別控除の適用があります。
寄付をしたとき(2,000円以上)	県や市町村に寄付を行ったとき(ふるさと納税)
	東日本大震災の義援金を支出した場合
	国や特定の団体に寄付を行ったとき
扶養家族に変更があったとき	年末調整のときに扶養を取り忘れていた場合、所得が多くて扶養の適用がなくなってしまった場合、15歳以下の子どものものに扶養控除してしまった場合など

◎申告に必要な書類◎

- 源泉徴収票(給与・年金) ○支払証明書(生命保険料、国民年金保険料、任意継続社会保険料など)
- 前年の申告書などの控え(繰越控除などがある場合) ○収支内訳書(営業・農業・不動産)
- 計算明細書(雑損、住宅控除など) ○領収書(事業所得の経費、医療費など)
- 振込依頼書の控え(義援金などを支出した場合)

<雑損控除に必要な書類>

- 修繕費の領収書および請求書または見積書 ○り災証明書
- 建物の建築契約書(取得価格のわかるもの) ○固定資産税課税通知書など(面積、建築年のわかるもの)
- 前年の申告書・控除計算書の写し(昨年雑損控除申告をした場合)

<住宅借入金等特別控除に必要な書類>

- | | |
|------------------------|-------------------|
| 【必要なもの】 | 【申告の内容によっては必要なもの】 |
| ○住民票(原本) | △住宅用家屋証明書(写し) |
| ○取得した土地・建物の登記事項証明書(原本) | △認定長期優良住宅認定書(写し) |
| ○借入金年末残高証明書(原本) | △建築確認済証(写し) |
| ○購入、建築の契約書(写し) | △り災証明書 |
| ○源泉徴収票(原本) | |

←次ページに申告の事前準備や注意事項などがあります。

確定申告が始まります

平成24年中所得の確定申告が、2月18日(月)から役場で始まります。今から準備をしておいてください。

当日は混雑が予想されますので、事前の準備をしてゆとりをもって来場してください。

期間 2月18日(月)～3月15日(金)

会場 役場 2階大会議室

国税務課 【☎028(677)6013】

申告相談日程表

地区	月 日	午前の部 8:30～11:00受付	午後の部 13:00～16:00受付	備 考	
主に南高地区	2月18日(月)	下原(西・中・東・西南) 平和 三田市 大久保	堀合 羽口 天寺 寺の内 青木 古谷		
	2月19日(火)	下中部 梶内 梶内西 行沢 天神 石塚	高田 宮田(東・西) 大川 西山根		
	2月20日(水)	協和 東根 五ヶ東 山根 大塚	谷津 みどりヶ丘 箸塚南 下原新町 三田市坂の上 殿山		
	2月21日(木)	久津方 西秋場 芳南 池の尻 中坪	芳志戸 清水 中郷 上岡(北・南) 金井 手彦子 飯島		
	2月22日(金)	般若塚 八宿(上・下) 八新田 八(西・南・中)	八北 ハツ木の丘 稲荷沢 前畑 稲(協・宿・東・南・中) 新生		
主に水橋地区	2月25日(月)	給部(東・南・西・北) 杭之内 宮内 東中郷 梨木	唐桶 和泉 桜田 宿東 宿 唐桶の溜東		
	2月26日(火)	和泉台 明和 和泉ニュータウン(1・2・3) 牧場南	道上 茂栄坂(1・2・3班) 免ノ内 大和田		
	2月27日(水)	舟戸東 舟戸西 城下 峯下 金井島(上・下)	谷近 谷近東 西中郷 堀の内(上・下) 長島(上・下) 清水沢 清水沢上 橋場(東・西)	☆税理士相談日(16:00まで)	
	2月28日(木)	舟戸が丘 西法寺 光明台 大畑(東・新・西) 栄町(北・東・栄)	坊新田 萩田 台宿(一・中) 古谷	○受付延長(19:00まで)	
	3月1日(金)	大谷近 中塚田 新谷 前中 漆原 下塚田 中塚田新	入江 俵岡 双六 黒岡		
	3月4日(月)	松下 治部内 天王寺 正生田 西新谷	大沖 関谷 近内 山崎 打越		
	3月5日(火)	上横町(北・東)	上横町西 西町(上・下) 内町上		
	3月6日(水)	内町下 代町(1・2・5区)	赤坂 上野原(東・西)		
	主に祖母井地区	3月7日(木)	二子塚 丸子苑 幸町 赤坂団地 サンコーポラス芳賀 県営祖母井住宅 みなみ町 祖母井南3区(東・西) 祖母井南4区	谷中 谷中西 南郷	○受付延長(19:00まで) ☆税理士相談日(16:00まで)
		3月8日(金)	下南郷 新田 坂の上 下町	宿上 上新田 社后 緑町 谷中東	
3月10日(日)		※休日受付日 8:30～12:00受付	※雑損控除申告の受付は原則行いません。損失金額の認定が困難な場合などは、税務署での申告が必要になります。		
3月11日(月)		大島(北・南) 上中郷 中郷	塩の目 天神延生 上郷		
3月12日(火)		上郷(西・東・南) 城興寺	下郷 下郷(東・南・元) 与能一		
予備日	3月13日(水)	与能(二・三)	与能下 与能下(中・東)		
	3月14日(木)	上記の日に納税相談に来られなかった人			
	3月15日(金)				

(注) 受付時間を過ぎた場合は、受け付けできません。あらかじめご了承ください。

☆税理士相談日

- 日時/2月27日(水)、3月7日(木)
- 対象/地震被害による雑損控除がある場合、不動産・株などの譲渡所得がある場合

◎申告の期限など◎

- ◆申告期間【所得税・贈与税】 2月18日(月)～3月15日(金)
- 納期限【所得税】 3月15日(金)(口座振替日:4月22日(月))
- ◆申告・納税期限【消費税】 4月1日(月)(口座振替日:4月24日(水))